

平成24年度の検討の進め方について

(1) 検討体制

- 景観審議会、景観計画検討委員会及び景観計画検討庁内連絡会で検討を進めます。
- パブリックコメントや説明会を開催し、広く区民からの意見を聴取し、景観計画の作成に反映させます。
- （仮称）根津景観形成重点地区においては、住民との協働によって検討を進めます。

(2) 検討スケジュール

- 平成24年度から平成25年度
  - 平成24年度：景観計画（案）作成、景観行政団体移行
  - 平成25年度：景観計画策定・景観条例制定

	平成24年度												25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
景観審議会					●				●				
検討委員会			●	●				●					
庁内連絡会		●					●						
パブリックコメント						■							
重点地区ワークショップ		■											
説明会						■							
東京都協議				■		■				【東京都】庁内連絡調整会議		★	

<検討内容>  
文京区景観計画(素案)  
のたたき台

<検討内容>  
文京区景観計画(素案)

<検討内容>  
文京区景観計画(案)

- ・文京区景観計画を策定し、実施するまでの期間は、東京都景観計画の運用及び景観法に基づく景観行政事務の処理を行うための時限付き条例を施行
- ・文京区景観計画の実施に合わせて新たな景観条例を施行